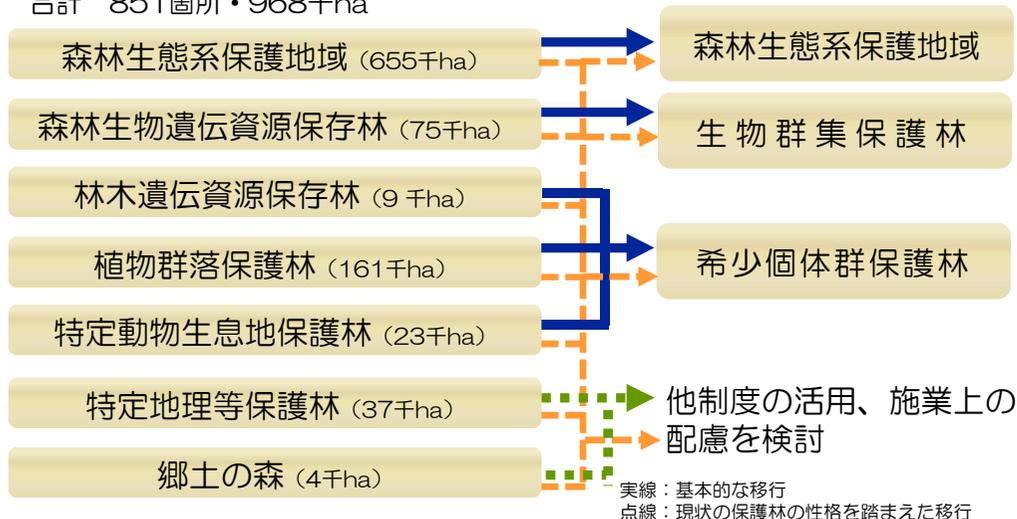


趣旨: 生物多様性保全に関する科学的知見・保護地域の管理手法の高度化に伴う保護林制度の見直しを行い、生物多様性の保全に配慮した、簡素で効率的な管理体制を再構築。

## 1. 保護林区分の再構築

合計 851箇所・968千ha

### 管理体制の簡素・効率化



## 2. 管理体制の再構築

①委員会の再編 既存の委員会を整理・統合し、一元的な管理委員会を立ち上げ



②モニタリング実施間隔の変更



### 生物多様性保全手法の高度化

## 3. 復元の導入(生物群集保護林)

自立的復元力を失った森林を対象に、専門家の科学的知見に基づく意見をふまえて、長期にわたる森林施業等を実施



## 4. 野生生物保全管理手法の導入(希少個体群保護林)

①人為による生息環境等の創出

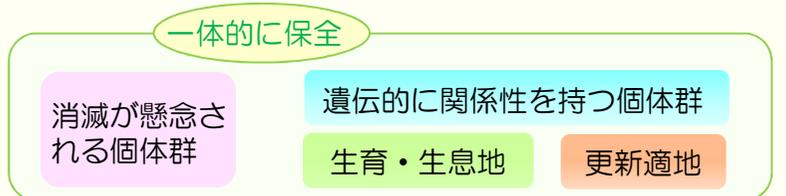
一時的な裸地の出現等、遷移過程における攪乱が個体群の持続的な生息・生育に不可欠な場合には、森林施業により人為的に環境創出



イメージ：  
管理委員会での検討をふまえて、生育地拡大を図るため、生育地に隣接する林分を伐採し、更新・増殖に適した光環境を創出

②野生生物の存続に必要な個体群の集合体(メタ個体群)の保全

消滅が懸念される個体群保全のため、周辺に存在する遺伝的関係性を持つ個体群、生育・生息地等を同一の保護林として一体的に保全



## 新旧保護林の比較(新旧の保護林通達に基づく)

旧	
種 類	設定対象と設定目的
森林生態系保護地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原生的な天然林</li> <li>・森林生態系からなる自然環境の維持、動植物の保護、遺伝資源の保存、森林施業・管理技術の発展、学術研究等に資する。</li> </ul>
森林生物遺伝資源保存林	<ul style="list-style-type: none"> <li>・森林と一体となって森林生態系を構成する生物の遺伝資源</li> <li>・森林生態系内に広範に保存する。</li> </ul>
林木遺伝資源保存林	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主として林木の遺伝資源</li> <li>・森林生態系内に広範に保存する。</li> </ul>
植物群落保護林	<ul style="list-style-type: none"> <li>・我が国又は地域の自然を代表するものとして保護を必要とする植物群落及び歴史的・学術的価値等を有する個体</li> <li>・森林施業・管理技術の発展、学術研究等に資する。</li> </ul>
特定動物生息地保護林	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定の動物の繁殖地、生息地等</li> <li>・学術研究等に資する。</li> </ul>
特定地理等保護林	<ul style="list-style-type: none"> <li>・我が国における特異な地形・地質等</li> <li>・学術研究等に資する。</li> </ul>
郷土の森	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域における象徴としての意義を有する等により、森林の現状の維持について地元市町村の強い要請がある森林</li> <li>・地域の振興に資する。</li> </ul>

新	
種 類	設定対象と設定目的
森林生態系保護地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・我が国の気候帯又は森林帯を代表する原生的な天然林</li> <li>・森林生態系からなる自然環境の維持、野生生物の保護、遺伝資源の保護、森林施業・管理技術の発展、学術研究等に資する。</li> </ul>
生物群集保護林	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域固有の生物群集を有する森林</li> <li>・森林生態系からなる自然環境の維持、野生生物の保護、遺伝資源の保護、森林施業・管理技術の発展、学術研究等に資する。</li> </ul>
希少個体群保護林	<ul style="list-style-type: none"> <li>・希少な野生生物の生育・生息に必要な森林</li> <li>・当該野生生物個体群の持続性を向上させ、野生生物の保護、遺伝資源の保護、学術研究等に資する。</li> </ul>

## 保護林の再編に当たっての考え方について

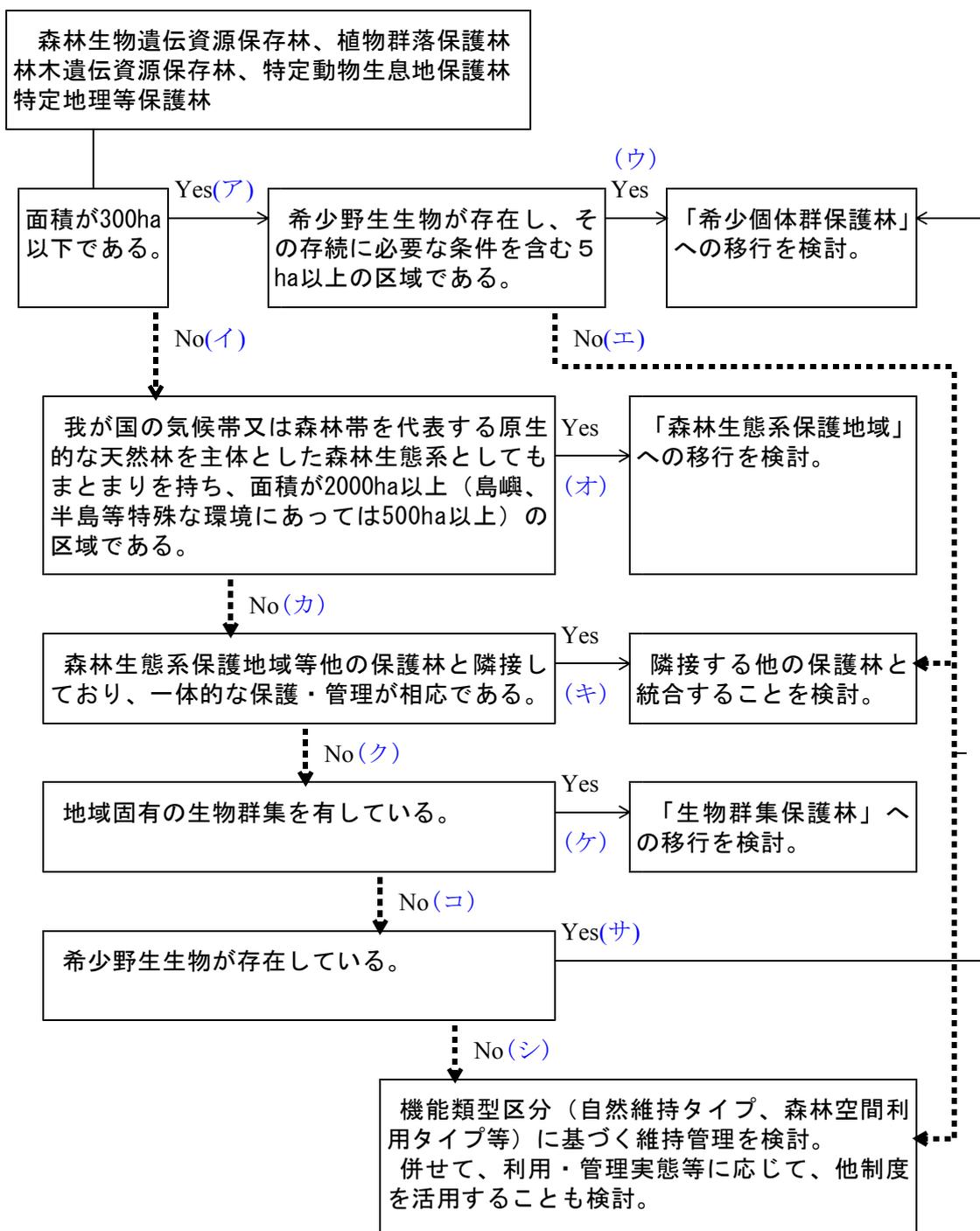
### 1 基本方針

- 新たな「保護林設定管理要領」（林野庁長官通知）に基づき、保護林についての新たな設定、区分や区域の変更、廃止を検討すること。
- 中部森林管理局管内にある全ての保護林（141箇所）を対象として検討すること。
- 複数の保護林が近接している場合は、同一の保護林として統合することを検討すること。
- 5ha未満の小規模な保護林、単木を保全するような保護林、森林生態系や希少な野生動植物の保護・管理を目的としない保護林（特定地理等保護林、郷土の森）は、廃止を含めて検討すること。
- 保護林と「レクリエーションの森」が重複している箇所は、その重複解消を検討すること。
- 保護林の再編作業は、平成29年度末までを目途に完了させること。

### 2 再編作業の進め方

- 事務局（中部森林管理局計画課）において、既設の保護林を対象として、野生動植物に関する各種文献資料、地元自治体等の意向、従前からの経緯等を踏まえ、新たな3区分等に分類した保護林再編素案を作成すること。
- 再編作業は、平成~~2829~~年度及び平成~~2930~~年度に樹立・変更の作業を行う~~する~~森林計画区の森林計画編成作業の進捗に留意して行うこと。  
(参考)  
平成28年度樹立の森林計画区（神通川、木曾谷、飛騨川、~~尾張西三河~~）  
平成29年度樹立の森林計画区（伊那谷、木曾川、東三河）  
その他の森林計画区は、平成28～29年度に計画変更することにより対応予定。
- 具体的な保護林再編作業スケジュール（案）は~~別紙資料2~~のとおり。

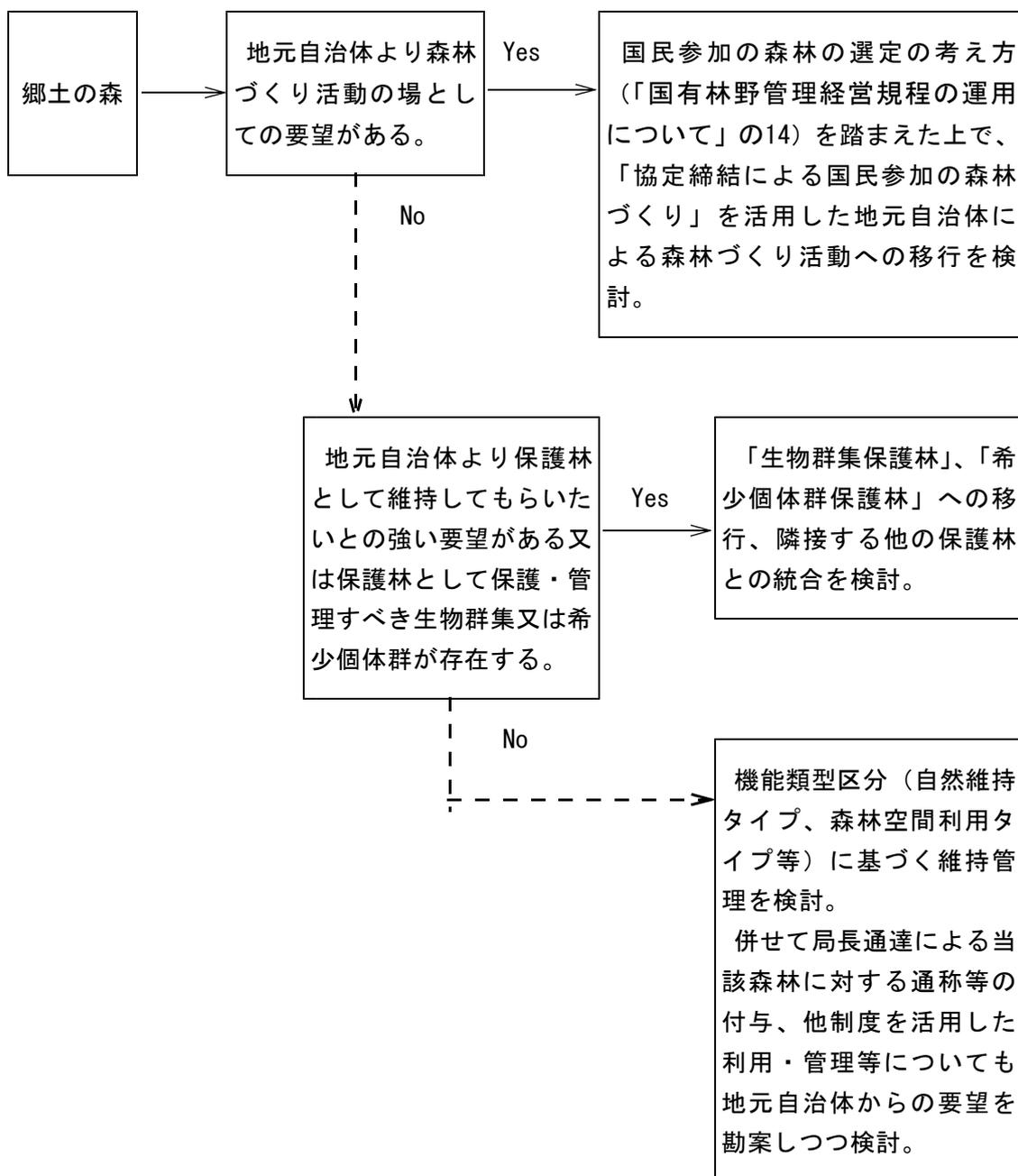
## 「森林生態系保護地域」と「郷土の森」以外の 保護林の再編・検討フローチャート（案）



※ フローチャート中の保護林の面積規模については、保護すべき対象の状況、内容等によって必要とされる面積は異なる中で「原則」として示されたものであり、現地状況に応じた保護林設定、保護・管理を行う場合には、このフローチャートによらず例外的に設定を行うこともあり得る（ス）。

※ 「森林生態系保護地域」については、基本的に再編の対象としないこととする。

### 「郷土の森」廃止に伴う保護林の再編検討フローチャート（案）



## 保護林再編作業スケジュール（案）

平成28年5月24日修正

中部森林管理局

予定月日	保護林管理委員会	木曽地域の保護林設定検討部会	木曽生物群集保護林復元部会	検討事項等
平成27年 10月1日	委員会の開催			保護林の再編について検討着手
10月7日		部会の開催		木曽地域の保護林について検討着手
12月2日		部会の開催		木曽地域の保護林設定（案）の作成
12月10日	委員会の開催			木曽地域の保護林設定（案）の決定
平成28年 3月末				公告・縦覧手続きを経て「木曽生物群集保護林」の設定完了
5月23日、24日	委員会の開催			平成28年度中に再編しようとする保護林の検討 （現地検討会の実施、平成28年度のモニタリング調査案の検討を含む）
7月12日、13日			部会の開催（年度内にもう1回開催予定）	天然林へ誘導しようとする人工林の施業方法等について検討
9月中下旬	委員会の開催			平成28年度中に再編する保護林（案）の決定 （平成28年度のモニタリング調査の途中経過報告を含む）
平成29年 4月～6月頃	委員会の開催			平成29年度中に再編しようとする保護林の検討 （現地検討会の実施、平成28年度のモニタリング調査の成果報告を含む）
8月～10月頃	委員会の開催			平成29年度中に再編する保護林（案）の決定

\* 上記のほか、必要に応じて委員会を開催する。

\* 木曽生物群集保護林復元部会は、別途開催し、その検討内容等について適宣、委員会へ報告する。

## 保護林再編の実施予定年度(署・森林計画区別)

平成27年度	平成28年度	平成29年度
【木曽署・南木曽支署・東濃署】 木曽谷・木曽川森林計画区 ・6つの既存の保護林を設定し、木曽 生物群集保護林を創設 <p style="text-align: right;">6→1箇所</p>		
	・富山署(神通川H28樹立) 9箇所 (庄川H28変更) 1箇所 ・木曽署・南木曽支署(木曽谷H28樹立) 17箇所 ・岐阜署(飛騨川H28樹立) 5箇所 (長良川H28変更) 2箇所 (揖斐川H28変更) 4箇所 ・北信署(千曲川下流H28変更) 19箇所 ・東信署(千曲川上流H28変更) 18箇所 <p style="text-align: right;">計 75箇所</p>	
		・南信署(伊那谷H29樹立) 27箇所 ・東濃署(木曽川H29樹立) 7箇所 ・愛知所(東三河H29樹立) 1箇所 ・中信署(中部山岳H29変更) 24箇所 ・飛騨署(宮・庄川H29変更) 18箇所 <p style="text-align: right;">計 77箇所</p>

注：森林計画区をまたがって設定されている保護林があるため、管内の保護林の合計箇所数（141箇所）と上記の箇所数の合計は一致しない。

## 委員会で特にご議論いただきたい事項

保護林再編に当たっては、資料3「保護林の再編に当たっての考え方」において、5ha未滿の保護林や、森林生態系や希少な動植物の保護管理を目的としない保護林（特定地理等保護林、郷土の森）は廃止を含めて検討することとしている。また、保護林と「レクリエーションの森」が重複している箇所は、その重複解消を検討することとしている。

については、具体的な取り扱いについて、下案でよいかご議論願います。

1. 面積が5ha未滿の旧保護林は、廃止する。  
ただし、保護すべき対象の状況、内容等によっては、新たな保護林に設定できる。
2. 森林生態系や希少な動植物の保護管理を目的としない旧保護林（特定地理等保護林、郷土の森）は、廃止する。  
ただし、保護すべき対象の状況、内容等によっては、新たな保護林に設定できる。
3. 保護林は基本的に「レクリエーションの森」と重複させない。  
ただし、保護すべき対象の状況、内容等によっては、「レクリエーションの森」と重複して設定できる。

## 1. 面積が5ha未滿の旧保護林

- |                              |        |
|------------------------------|--------|
| (ア) 愛本ウラジロガシ等植物群落保護林 (No.3)  | 2.51ha |
| ウラジロガシの分布の北限域に位置。            |        |
| (イ) 笠山ネズコ植物群落保護林 (No.15)     | 4.29ha |
| ネズコを主体とする天然林の群落。             |        |
| (ウ) 浅間山カラマツ植物群落保護林 (No.59)   | 1.49ha |
| 我が国最古のカラマツ人工林。               |        |
| (エ) 瀬戸川ヒノキ等植物群落保護林 (No.108)  | 2.24ha |
| 阿寺山系の木曾ヒノキを主体とする天然林。         |        |
| (オ) 赤沼田天保ヒノキ植物群落保護林 (No.132) | 3.25ha |
| 天保年間に植栽された中部局管内で最も古い人工林ヒノキ。  |        |

## 2. 特定地理等保護林、郷土の森

- |  |         |
|--|---------|
| (ア) 水木沢郷土の森 (No.113)                   | 81.52ha |
| 多種多様な植物で構成された温帯性針葉樹林。地元による観光的利用に配慮が必要。 |         |

## 3. 保護林と「レクリエーションの森」が重複

- |  |          |
|--|----------|
| (ア) 戸隠野鳥生息地特定動物生息地保護林 (No.21)  | 137.38ha |
| アカショウビンをはじめ 34 科 103 種の鳥類が確認され、長野県戸隠森林植物園に指定。また、戸隠山特定地理等保護林 (1672ha) と戸隠ハルニシ等林木遺伝資源保存林 (42ha) に隣接。 |          |

## 木曽生物群集保護林復元部会の運営について

### 第1 趣旨

中部森林管理局保護林管理委員会運営要領（平成27年10月1日施行）第3の4に基づき設置された部会の運営については、次のとおり定めるものとする。

### 第2 任務

部会は、木曽生物群集保護林を対象として、復元すべき目標林型、復元手法等について検討を行う。

### 第3 運営

- 1 部会の開催は、中部森林管理局保護林管理委員会委員長が招集する。
- 2 部会は、その過半数の出席をもって成立する。
- 3 地方自治体の長が部会の委員となっている場合には、代理を認めるものとする。
- 4 部会には座長をおき、委員の互選により選任する。
- 5 座長は、議事を運営する。
- 6 座長は、部会の承諾を得て、委員の中から座長代理を指名することができる。
- 7 部会は、議事の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その説明又は意見を聞くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。
- 8 部会の議決は、出席者の過半数の同意をもって決定し、可否同数のときは座長の決するところによる。
- 9 部会の議事は、原則公開とする。ただし、座長は、議事の内容に応じて非公開とすることができる。
- 10 部会の議事概要については、中部森林管理局のホームページを通じて公開する。

### 第4 委員の任期

- 1 委員の任期は、委嘱日から翌年度末までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任することができる。

### 第5 事務局

部会の事務局は、中部森林管理局計画課において行う。

附則1 この要領は、平成27年12月10日から施行する。

## 木曾生物群集保護林復元部会

### 委員名簿

所 属 等	氏 名	
信州大学農学部 教授	岡野 哲郎	座長
和歌山大学観光学部 教授	大浦 由美	
鳥取大学農学部附属フィールドサイエンスセンター教授	大住 克博	
東京大学大学院新領域創成科学研究科 教授	山本 博一	
国立研究開発法人森林総合研究所森林植生研究領域領域長	正木 隆	
公益財団法人日本自然保護協会 参事	横山 隆一	

※順不同 敬称は略させていただきます。

## 平成 28 年度の保護林モニタリング調査の実施について

保護林の状況を的確に把握するため、「保護林モニタリング調査マニュアル」(平成 19 年 7 月・林野庁)に基づき、森林計画樹立に先行して当該計画区内の保護林の現状把握及びデータ蓄積のためモニタリング調査を実施している。

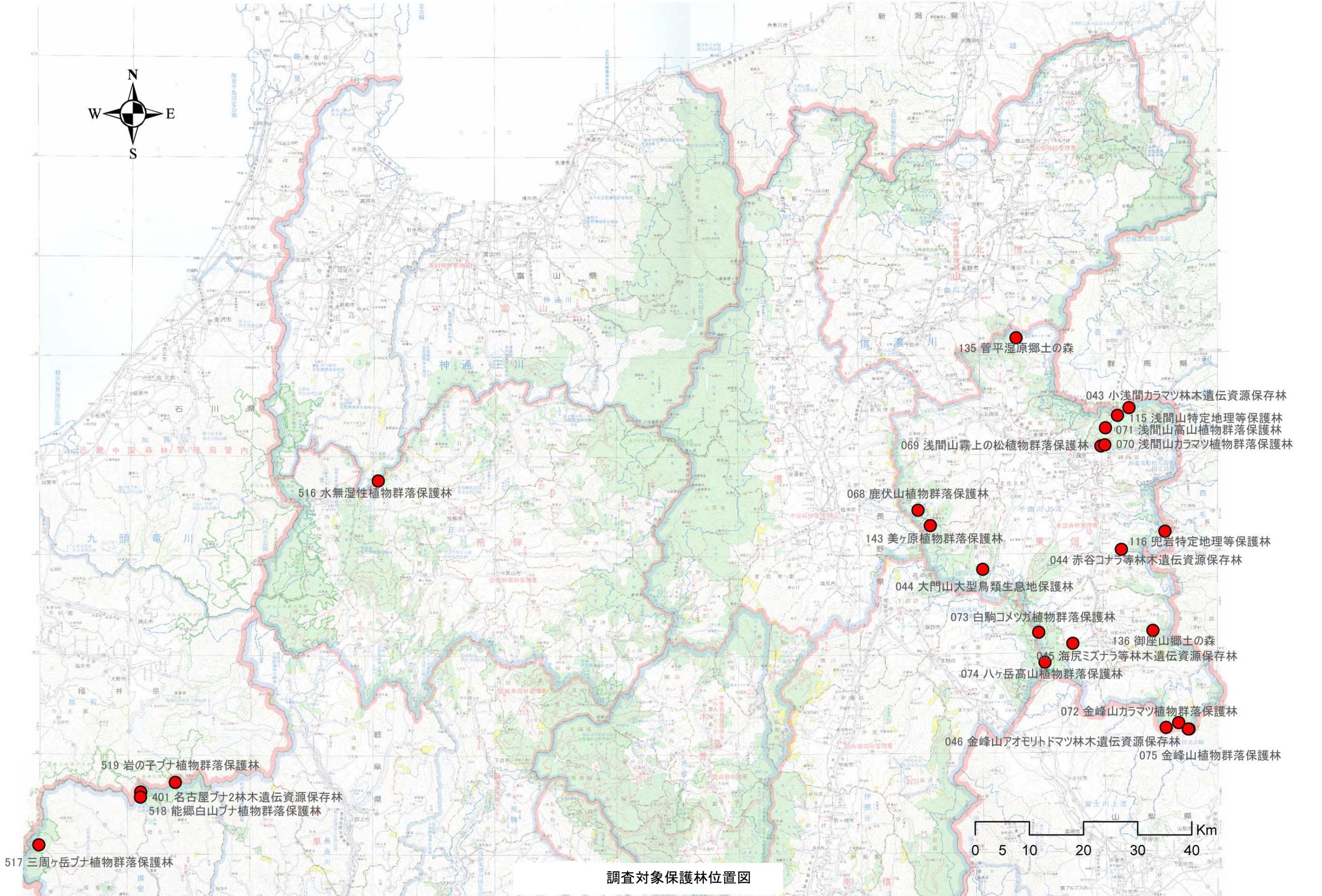
平成 28 年度は、5 年に一度の調査となる森林計画区(千曲川上流、庄川及び揖斐川)において、保護林モニタリング調査を実施する。現地調査は調査対象となる保護林の中から、データ取得の重要性や予算事情に合わせて選定する。また、調査項目は下記の通り。

### (調査対象)

- 千曲川上流森林計画区(東信森林管理署管内) 18箇所
- 庄川森林計画区(富山森林管理署管内) 1箇所
- 揖斐川森林計画区(岐阜森林管理署管内) 4箇所

### (調査項目)

- 森林調査(毎木調査、植生調査、定点写真撮影)
- 高山植生等調査
- 利用動態調査
- 動物調査



517 三周ヶ岳ブナ植物群落保護林

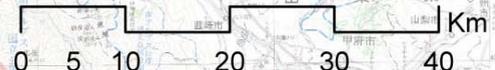
519 岩の子ブナ植物群落保護林

401 名古屋ブナ2林木遺伝資源保存林

518 能郷白山ブナ植物群落保護林

516 水無湿性植物群落保護林

調査対象保護林位置図



135 菅平湿原郷土の森

043 小浅間カラマツ林木遺伝資源保存林

115 浅間山特定地理等保護林

071 浅間山高山植物群落保護林

070 浅間山カラマツ植物群落保護林

069 浅間山霧上の松植物群落保護林

068 鹿伏山植物群落保護林

143 美ヶ原植物群落保護林

116 兜岩特定地理等保護林

044 赤谷コナラ等林木遺伝資源保存林

044 大門山大型鳥類生息地保護林

073 白駒コメツガ植物群落保護林

136 御座山郷土の森

045 海尻ミズナラ等林木遺伝資源保存林

074 八ヶ岳高山植物群落保護林

072 金峰山カラマツ植物群落保護林

046 金峰山アオモリトマツ林木遺伝資源保存林

075 金峰山植物群落保護林